

監視専門調査会（第1回）議事録

- 1 日時 平成23年4月15日（金） 15:00～16:30
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
- 3 出席者
会長 鹿嶋 敬 実践女子大学教授
会長代理 山谷清志 同志社大学教授
委員 家本賢太郎 株式会社クララオンライン代表取締役社長
同 大谷美紀子 弁護士
同 岡本直美 日本労働組合総連合会会長代行
同 二宮正人 北九州市立大学教授
同 原田 泰 株式会社大和総研顧問
同 松下光恵 静岡市女性会館館長
同 山本隆司 東京大学大学院教授

4 議題

- (1) 運営規則等について
- (2) 本専門調査会における議論の進め方について
(配布資料)

資料1 男女共同参画会議監視専門調査会委員名簿

資料2 監視専門調査会運営規則（案）

資料3 当面の調査審議の進め方について（案）

5 議事録

○稼農調査官 ただ今から「男女共同参画会議 監視専門調査会」の第1回目の会合を開催させていただきます。

まず初めに、武川大臣官房審議官から、第1回目に当たりまして御挨拶をいただきます。

○武川審議官 男女共同参画局の審議官をしております武川と申します。よろしくお願いたします。

本日はお忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。また、この調査会委員に御就任いただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災によりましてお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族と被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この監視専門調査会でございますが、去る2月15日に開催されました男女共同参画会議におきまして、3つ専門調査会の設置が決定されましたものの1つでございます。中でも、この監視専門調査会に関しましては、第3次男女共同参画基本計画を実効性のある行動計画とするために、その実施状況の監視、その計画に盛り込まれた施策の取組の強化の

働きかけといった機能が重視されておりました、そのための重要な役割が、この調査会に任されております。

また、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解につきましても、その対応の進捗状況につきまして、この調査会で十分に監視することが必要とされております。

委員の皆様方におかれましては、基本計画の検討の中心を鹿嶋会長が担われましたので、鹿嶋会長の下で、是非、活発な御議論・御審議をお願いいたしたいと思っております。

それでは、どうぞよろしくをお願いいたします。

○稼農調査官

それでは監視専門調査会の設置につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料1、監視専門調査会委員名簿というのがございますが、この名簿にございますように、監視専門調査会との関係では、内閣総理大臣から9名の専門委員の任命をいただき、これを受けまして、男女共同参画会議の議長である内閣官房長官から、監視専門調査会に属すべき方として、9名の専門委員及び4名の男女共同参画会議議員の計13名の指名並びに監視専門調査会会長として鹿嶋議員の指名をいただいております。

皆様の御学識と御経験を十分に御審議にいかしていただくよう、お願い申し上げますとともに、私ども事務局におきましても全力でお手伝いをさせていただきたいと存じておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、鹿嶋会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○鹿嶋会長 ただいま御紹介を受けましたように、男女共同参画会議の議長である内閣官房長官から御指名を受けまして、監視専門調査会の会長を務めさせていただくことになりました、鹿嶋です。どうぞよろしくをお願いいたします。

今日は初会合ですので、私の方からまず最初に御挨拶申し上げて、皆さんの方から、大体1人2分ぐらいというめどになりますが、自己紹介をお願いいたします。自己紹介の順番につきましては、資料1の順番でお願いしたいと思っております。

私、鹿嶋は、2005年3月31日まで日本経済新聞社に勤務しておりました。私の誕生日は4月1日、日経を退職した翌日、その4月1日から実践女子大学に移っております。新聞社には36年おりました、そのうちの約30年間は主に女性労働問題の取材を行って来ました。

監視専門調査会ですが、特に男女共同参画社会の形成に関して、その実施状況をヒアリング等で把握し、それを評価して、必要がある場合は総理、各大臣に意見を申し上げるといった形になっております。

その意味で、男女共同参画の主流化を図る上で大変重要な専門調査会であると認識しておりますので、皆様方の活発な議論を期待しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは「あいうえお」順ということで、どうぞ。

○家本委員 家本でございます。クララオンラインという、インターネットのサーバコンピュータの管理、インフラの会社を経営しております。

私どもの会社は、いわゆる普通のベンチャーの企業でございますが、1つの大きな特徴に、外国籍の従業員が、日本のオフィスで大体3割ぐらい、グループ全体では5割を超えるぐらいの、比較的外国籍の従業員の多い日本の中小企業という特徴を持ってやっております。

私が15年前に15歳で創業した会社でございます。新しい働き方、新しい生活の仕方、そういったものをいろいろ取り入れていこうということで、ワーク・ライフ・バランスも含めて積極的に進めております。

私自身も、ちょうど今、まさに子育て期の真っ最中でございます。5歳、2歳半、ゼロ歳の子どもと、まさにその経営との両立というところで。今まさにインターネットやITのところというのは、ちょうど従業員全体も同じようなタイミングで重なっておるんですけれども、リアルな現場のところで感じたことについて、私たちが積極的に感じていることを意見として述べさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大谷委員 大谷美紀子と申します。弁護士をしております。1990年から弁護士で、満21年になります。弁護士としての専門は家族法で、特に国際案件を多く扱っております。

また、弁護士の傍らといいますか、どちらが本業かよくわからないのですけれども、国際人権法をずっと自分の専門分野にしております。ロースクール2校で教えておりますほか、日弁連で国際人権問題委員会の、現在副委員長をしております。

そちらでは、国際人権法全般ですが、特に女性・子ども・外国人の人権を多く扱っており、特に、NGOの立場で、女性差別撤廃条約、2003年の第4・第5回報告書審査、及び、2009年の第6回日本報告書審査に参加をし、そのときに、条約機関から受けた勧告を実施するような仕組みを政府においてつくっていただきたいということをお願いしてきた立場であるものですから、今回の監視専門調査会が設置されたこと、及びそこに委員として任命をいただいたということに、大変ありがたく、光栄に存じております。

また、その他、女性関係では、日本弁護士連合会の男女共同参画推進本部という、法曹界における男女共同参画を進めるという任務を負った推進本部がございますが、そこで事務局次長ということで、特に国際分野の活動を担当しております。

よろしくよろしくお願いいたします。

○岡本委員 労働組合の連合の岡本でございます。私は出身がNHKの組合なものですから、労働組合、現場の立場と、それからメディアの立場ということで、これまで発言をさせていただきました。

第3次の基本計画にも携わってきましたけれども、ちょうど中間報告のときのパブリック・コメントで、監視の強化というものがかなり出されていたと思います。今回、名称も新たに、この調査会ができましたけれども、どれだけのことが言えるか分かりませんが、

しっかりと監視をしていきたいと思います。また、各省庁の取組が随分差があるなということ、これまでのヒアリングでも感じてきましたので、そういったところにも視点を置きながらやっていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○二宮委員 北九州市立大学の二宮と申します。

専門は国際法で、特に国連と加盟国との関係について、国際機構の実際の活動を中心に研究を進めております。私の恩師が波多野里望先生、横田洋三先生ということで、実際、彼らも人権の分野では、国連を通じていろいろな活動をされてきたんですけども、その縁あるところに名前を連ねさせていただけるということ、光栄に思っております。

本務校では、バレーボール部の監督をしておりまして、その意味で、学生と距離感近く接する機会は多く持っています。その意味で、北九州という九州の地での実際の女子学生の意識や、いろいろなことをこの場で反映できるように。かつ、彼女たちが希望を持った将来を送っていきけるような環境づくりに1つでも貢献できればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○原田委員 大和総研の原田と申します。エコノミストをしております。

特に女性問題について何か分析したということはないのですが、女性の労働参加が日本経済にとって大事だという幾つか論文を書いておりますので、そういうことで、ここにお呼びがかかったのかもしれないと思っております。

大和証券は、かなり女性の役員とか女性の支店長とかの多い会社です。証券会社と申しますのは、比較的、成果が見える業態だと思います。ですから、そういう成果が見える業態であれば、男女差別がしにくいということで、女性の役員とか支店長とか部長クラスが多くなると感じております。

何となく、どうもあの人はできるみたいだという、そういう人事が日本は多いと思うのですが、そういう人事ではなくて、成果主義の人事になるのは、女性にとっても悪いことではないと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○松下委員 静岡市女性会館の館長をしております松下光恵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、行政の職員ではなくて、20年ほど前に静岡市内に県や市の女性センターができたときからの利用者でした。静岡市女性会館に指定管理者制度が導入されることになりました。だれが受け手になるかというところで、その当時一緒に学んだ人たちとNPOをつくりまして、5年前に指定管理者として会館運営を任されるようになりました。

この5年間、最初は当事者としていろいろな講座も企画しておりましたが、現在は、当事者の視点だけではなくて、きちんとした専門性も身に付けたいと、試行錯誤をしております。

また、先ほど稼農調査官からの御挨拶にもありましたが、今、「災害と女性」ということ

が一番の関心事です。ここに来る前も、現在、全国女性会館協議会の理事もさせていただいておりますので、打ち合わせをして来ました。サイトを立ち上げたところですがけれども、被災された女性センターや女性のために募金活動をできないかということで、その仕組みづくりに関わっております。

また、皆様にもいろいろ教えていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員 山本隆司と申します。東京大学の法学部で、行政法という分野を教えております。

私はこれまで男女共同参画会議に関わったことはございませんし、男女共同参画に関わる仕事も、経験豊富な皆様方と違いまして、特にそういった分野を勉強してきたというわけでもございません。私の大学といいますか、学部を見ましても、かなり、学生も、それから教員も、非常に男女比が偏っているところで、納得しておられる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう状態で、ここにいていいものだろうかという感じもいたします。

1つあるかなと思いますのは、私、ドイツに2年間、勉強しに行ったことがあるのですが、当時、連邦憲法裁判所の長官が女性でしたし、それから、現在は御承知のとおり首相が女性ということで、三権の長に女性がどんどん就く国というものを見てきましたので、その点では少し何かここに座っている意味もあるかなと思っている次第です。

具体的には、恐らくこれからこの監視専門ということで、行政機関において男女共同参画への取組が進んでいるかどうか、もしそれが進んでいないとすると、どういったところに法的な問題があるかということについて、いろいろ分析をし、また発言ができれば、少しは貢献できるかなと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

○山谷委員 山谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

専門は政策評価という分野でございまして、いろいろなものを評価していくという研究をしております。最近、防衛省さんとか海上保安庁さんとかを始めました。

この男女共同参画の世界に関心を持ち始めたのは、外務省にいたときに、2002年～2004年にかけていたんですけれども、ミレニアム・デベロップメント・ゴールという、目標を達成するのがどうだという。非常に面白いなと思ってやっていたんですが、それをやり始めて、しばらくして気づいたのは、日本の国の中では、どうやらねらってないインパクトの中で、女性に対して非常に不利な影響が、インパクトが出てくると。こういうものをどう評価するのかということに、ちょっと気づいたら、実はここでやられていたということで、影響調査というものですか。失礼ですが、専門の立場から見ましても非常に面白い研究テーマであるかなと感じております。

最近、そちらに座っていらっしゃる松下さんたちを始めとしまして、名古屋とか大阪の男女共同参画政策の実施を担当しているセンター、組織が、指定管理者制度を入れたがために本来機能をつぶされていくという仮説に立って、今、実証研究を始めていまして。

実証研究というか、実際そうなりつつあるのですけれども、指定管理者制度というのは、実はこの男女共同参画政策のためには非常に悪い影響を与えていると、そういう研究をずっと、ここ1、2年続けております。

いろいろな意味で、評価の場面で何かお役に立てるのではないかなと感じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、次に、お手元の議事次第に従いまして、監視専門調査会運営規則（案）につきまして御審議をいただきたいと思っております。運営規則（案）につきましては、事務局の方で案を用意しておりますので、これについて説明をお願いいたします。

○江原補佐 それでは、事務局から運営規則（案）について御説明申し上げます。資料2の1ページをご覧ください。

1条は、監視専門調査会の議事手続及び運営につきましては、法令及び男女共同参画会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則によると定めております。

法令及び男女共同参画会議運営規則につきましては、資料2を1枚めくっていただきまして、次に参考というものがございます。そこで男女共同参画会議関係法令の抜粋を付けております。

最初に、男女共同参画社会基本法がございまして「第三章 男女共同参画会議」というものがございます。次に参考の裏の2ページを見ていただきたいのですけれども、真ん中辺りに「政令への委任」ということで、第二十八条という規定がございまして、下線を引いておりますように「会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める」と定めております。

この第二十八条に基づきまして、次の2の男女共同参画会議令、政令がございまして、この第四条ですので、参考の3ページの上の方になりますけれども「雑則」とございまして、第四条の下線に書いてありますように、議事手続や会議の運営に関しまして必要な事項は、議長が会議に諮って定めると定めております。

これを受けまして、3の男女共同参画会議運営規則というのが定められております。これも裏の4ページになりますけれども、第9条第2項に、専門調査会の議事の手続や専門調査会の運営に関して必要な事項は、専門調査会が定めることとすると定めております。

これらを受けまして、資料2の1ページ目に戻るわけですけれども、第1条に書かれておりますように、運営規則を定めるとなっております。

続きまして、運営規則（案）第2条でございしますが、調査会は、会長が招集する。

第3条は、調査会を欠席する場合、代理人の出席や他の委員への議決権行使を委任できませんが、書面による意見提出はできることを定めております。

第4条は、調査会は、会長が出席し、かつ委員の過半数が出席しないと開催できないこと、必要なときは、議決はできませんが、調査会を開催できること、議事は、出席議員の

過半数によって決し、可否同数の場合におきましては会長が決することを定めております。

第5条は、調査会は公開であること、会長は、公開により公正かつ中立な審議を保障する静謐な環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときなどには、会議を非公開にできること、審議秩序維持のために、傍聴人の退場を命ずる等の措置ができることを定めております。

2 ページ目、第6条は、議事要旨は、調査会終了後、会長が速やかに作成し、公表することを定めております。

第7条は、会長は議事録を作成し、調査会の出席委員にお諮りした上で公表することを定めております。

第8条は、会長に事故があるとき、あらかじめ会長の御指名された委員、会長代理がその職務を代理することを定めています。

第9条は、この運営規則に定めるもののほか、調査会に必要な事項は、会長が定めることを規定しています。

附則についてですが、この運営規則（案）につきまして、第1回会合から適用していくことを定めております。

なお、この運営規則（案）につきましては、本調査会の前身に当たります監視・影響調査専門調査会の運営規則をそのまま引き継いでおります。また、現在設置されております他の2つの専門調査会の運営規則とほぼ同じであることを申し添えます。

説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 ただいま、監視専門調査会の運営規則（案）の説明がありましたが、御意見、御質問などあるでしょうか。

特にないようでしたら、原案とお決したいと思いますと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○鹿嶋会長 ありがとうございます。本日の出席の委員の皆様は目下9人です。調査会委員の過半数は超えておりますので、運営規則第4条第1項の規定によりまして、本会合は有効に成立しているということになります。

次に、運営規則の第8条ですが、会長は会長代理を指名することとなっております。会長代理につきましては、政策評価が御専門で、苦情処理・監視専門調査会や監視・影響調査専門調査会の委員等を歴任なさった山谷委員が適任であると、私は考えております。山谷委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○鹿嶋会長 ありがとうございます。それでは、山谷委員、どうぞよろしく願います。

続きまして、議事次第4の本専門調査会における議論の進め方について審議をいたします。事務局の方で幾つか資料を用意しておりますので、まずそれを説明してもらい、その後、皆さんとの質疑応答、意見交換をしてもらいたいと思っております。

それでは、資料の説明をお願いします。

○江原補佐 それでは、監視関係の専門調査会のこれまでの取組を、資料3及び資料3の次に添付しております参考を基に御説明申し上げたいと思います。参考につきましては、右上に参考の番号、中央下に通しのページがついておりますので、それらを御参照いただければと思います。

参考1、1ページをご覧ください。本年2月の男女共同参画会議で決定されました「専門調査会の設置について」というペーパーが、表裏2ページございます。この監視専門調査会の関係におきましては、1ページの一番下のところにありますとおり「第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視等を行うとともに、取組強化を働きかける」となっております。

その裏の2ページ「専門調査会における当面の検討の進め方」というところがございますが、3つ目の○に「監視専門調査会においては、第3次男女共同参画基本計画の施策の実施状況を継続的に監視するとともに、女子差別撤廃委員会最終見解への対応のうち本年8月に国連に報告予定の項目について、フォローアップを行う」とされております。

ここで、資料3の方をご覧くださいと思います。資料3は「当面の調査審議の進め方について」という案でございますが、この1つ目の論点といたしまして「女子差別撤廃委員会の最終見解のフォローアップ（民法改正、暫定的特別措置）の監視について」「本年6月までに実施する必要がある」と期限を書いているのは、今、申し上げた経緯によるものです。

女子差別撤廃委員会につきましては、後ほど担当官の方から説明がございますので、私の方からは、第3次基本計画の概要を簡単に御説明申し上げます。

お手元のピンクの参考資料をご覧くださいと思います。最初に、第3次男女共同参画基本計画の分厚い白表紙の冊子がございます。その次に、第3次男女共同参画基本計画というパンフレットがございます。この1ページをご覧くださいと思います。見づらくて恐縮ですけれども、表紙の裏が1ページでございます。

そこに、第3次男女共同参画基本計画の概要が書いております。この一番右上に、第3次基本計画は、先ほど御説明がありましたとおり、昨年12月に閣議決定された、男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画とされております。

なお、第3次ということですが、5年置きにこの基本計画が改定をされておまして、今回は3回目の基本計画になっております。この第3次計画は、平成27年末までの5年を対象としております。

続きまして、基本計画の特徴ですけれども、真ん中辺りに「特徴」という形で4つ項目がございます。

1つ目は、経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設したということでございます。

この重点分野につきましては、同じページの下に「構成」というのがございまして、第

1部、第2部というところがあるのですけれども、その第2部のところに、四角で囲まれたものが第1分野から第15分野までございますが、このうち、例えば「第3分野 男性、子供にとっての男女共同参画」あるいは「第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、こういった黄色の部分为新設された重点分野になります。

戻りまして、特徴の2つ目ですが、実効性のある行動計画とするため、それぞれの重点分野に「成果目標」というものを定めております。その数ですけれども、第2次計画の42項目の倍近い82項目の成果目標を今回設定したということが、特徴の2つ目になります。

この成果目標につきましては、また恐縮ではございますが、資料3の参考6をご覧くださいと思います。17ページから成果目標がございまして、期限、最終的な成果目標、それから、第3次基本計画策定時の数値、そして、最新値というところがございまして、基本計画策定後におきまして、その数値に更新等があったものにつきましては、最新値という形でここに記しております。

例えば「1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」の項目の3つ目の「検察官（検事）に占める女性の割合」のところでございますが、計画策定時の平成21年は18.2%の数値でございました。これを平成27年度末には23%まで引き上げるという成果目標が定められております。最新値、平成22年は19%になっている。このような形で示しているところがございます。

なお、この3次計画におきましては、これらの成果目標のほかに、参考指標というものを設けております。参考指標につきましては、参考7、23ページ以降にございます。この参考指標ですけれども、基本計画の各分野に関連しまして、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な指標であるということで、内閣府の方におきましてその推移を定期的にフォローアップしていき、結果を公表するという扱いになっております。

この成果目標・参考指標の監視につきましては、資料3の「当面の調査審議の進め方について（案）」の2つ目のところに、成果目標・参考指標の監視についてという形で、2つ目の論点とさせていただきます。

次々飛んで恐縮ではございますが、第3次基本計画のパンフレットの1ページの方にお戻りいただきたいと思っております。特徴の3点目でございますが、2020年、平成32年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進することが、特徴の3点目でございます。

先ほど見ました成果目標のように、2020年の最終目標に向けての中間目標を設定することや、多様なポジティブ・アクション、ポジティブ・アクションと申しますのは、過去の慣行とか、男は仕事、女は家庭といったような固定的な性別役割分担意識などから、社会活動に参画する機会が男女間で差があるといった場合に、これを改善すべく、男女のいずれか一方に暫定的に活動に参画する機会を積極的に提供するという意味で使われておりますが、そのポジティブ・アクションを推進しまして、政治・司法・経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や、必ずしも積極的でなかった分野につきまして、国が

積極的に働きかけるというのが、3つ目の特徴でございます。

4つ目でございますが、女性の活躍による経済社会の活性化、M字カーブ問題の解消も強調しているということでございます。このM字カーブの問題につきましては、今、皆様ご覧になっている参考資料の一番最後に、内閣府で作成している、A4縦の「男女共同参画社会の実現を目指して」というパンフレットがございまして、その17ページをご覧くださいと思います。

17ページは「就業の分野における男女共同参画をめぐる状況」という表題が付いておりまして、そのすぐ下、右側に「女性の年齢階級別労働力率<国際比較>」というのがございます。下に折れ線グラフがございまして、日本は、グリーンのダイヤの折れ線グラフでございまして、これを見ていただきますと分かりますように、女性の労働力率を年齢別に折れ線グラフにした場合、日本は欧米諸国と異なりまして、30代の労働力率が低く、谷のようになっており、その前後の20代後半と40代後半の労働力率は高く、山のようになっており、アルファベットのMのような形になっています。この原因としましては、女性は結婚や出産を機に退職する人が多く、子育てが一段落してから再就職するということが上げられておりますが、このようなM字カーブ問題ということにつきまして、解消も強調しているのが基本計画でございます。

以上が、第3次計画の4つの特徴になります。

基本計画のパンフレットの1ページ目に戻っていただきたいと思いますが、構成でございますが、第1部基本的な方針、第2部重点分野、第3部推進体制という形に構成されております。時間の都合もございまして、ここでは監視関係の部分について御説明させていただきます。

資料に戻りまして、参考2をご覧くださいと思います。3ページ、4ページになります。第3次計画のうち、監視関係に関する部分の抜粋を書いております。

「第1部 基本的な方針」のところにつきまして、第3次計画の基本的考え方というのが1としてございます。

①としまして「実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定する」、そして「その達成状況について定期的にフォローアップを行う」となっております。そのため、先ほど御説明いたしました成果目標等が多数設定されているということでございます。

続きまして、③としまして、「女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検する」とあります。

その下「3 今後取り組むべき喫緊の課題」としましては、④推進体制の強化「第3次基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化等を図る」ことが書かれています。

真ん中に、第2部といたしまして「施策の基本的方向性と具体的施策」というところがございまして、その具体的施策が、第15分野のところでございますけれども、下線部「女

子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会の最終見解等の国内施策における実施・評価・監視体制を強化」とございます。

最後、第3部の「推進体制」でございますが、まず「(1) 第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化」のところでは、「基本計画における施策の実施状況を定期的に監視」、「必要に応じて取組の強化等を働きかけ」、「その結果を広く公表する」とあります。

また、(2) としまして「女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化」というのがございます。

それと、裏の4ページになりますが「苦情の処理等の対応の充実」というのが書かれております。

以上3点が、この監視専門調査会におきまして調査・審議をお願いしたい事項になります。

以上、3次計画の概要の説明を終わります。

続きまして、参考3の5ページをご覧ください。これは、これまで監視関係の専門調査会におきまして調査・検討され、男女共同参画会議で決定ないし意見決定されたものを、時系列で並べて記載しております。

太い二重線で囲われたものが、例えば③であるとか④は、専門調査会での監視結果が、参画会議で意見決定されたものでございます。

裏の6ページですけれども、例えば⑫であるとか⑮とか⑰といったものは、普通の二重線で囲っておりますが、これは専門調査会での監視及び影響調査の結果が、参画会議で意見決定されたものでございます。

なお、参考3に続きまして、参考4が資料としてございますが、この参考3のそれぞれの決定内容の概要を記したものが参考4「専門調査会におけるこれまでの取組(監視関係)詳細版」でございます。

それでは、参考3、5ページをご覧くださいと思います。一番上の四角の中は、これまで設置されました監視関係の専門調査会の名称等でございます。一番最初に、苦情処理・監視専門調査会が設置されました。調査・検討課題は、この監視専門調査会と同じでございます。

その後で、監視・影響調査専門調査会が設けられまして、苦情処理・監視専門調査会における議題のほか、影響調査というものも調査・検討の対象にしておりました。

続きまして「① 男女共同参画会議における監視の実施方針」でございます。これにつきましては、原文そのものは参考5にございますけれども、一言で御説明申し上げますと、基本計画に盛り込まれた施策や、基本計画には盛り込まれていないのですが、計画策定後に新たに実施することとされました施策の実施状況につきまして、書面調査や説明聴取、いわゆるヒアリングでございますが、これらの結果に基づいて評価を行い、必要に応じて参画会議で意見決定を行うというものが、監視の実施方針でございます。

さらに、書面調査につきましては、当局で作成しております年次報告、男女共同参画白

書というものや、男女共同参画社会の関係予算の予算額調べ等によりまして、毎年度定期的に行う。説明聴取、ヒアリングにつきましては、参画会議が毎年度重点的に監視する施策を定め、専門調査会が関係府省ヒアリングを実施すると記載しております。

なお、この重点監視施策、毎年度定めるものとされておりますが、監視の実施方針のところでは、必要があるときは随時定めると書いておりまして、実際に、ある年度におきましては、その年度の重点監視施策とされたものについて、その後、複数年にわたりまして調査・検討された例もございます。

続きまして、参考3の5ページの②のところですが、平成13年度の活動方針を参画会議で決定いたしましたして、その監視結果が③にありますように、国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進、仕事と子育ての両立支援の方針について、当時の苦情処理・監視専門調査会におきまして調査・審議されたものが、男女共同参画会議で意見決定されたものでございます。

また、④につきましては、苦情処理でございまして、男女共同参画に関する施策についての苦情の処理、人権侵害における被害者救済に関するシステムの充実・強化につきましても、関係部署、あるいはいろいろなところに行って調査・審議をした結果、専門調査会におきまして取りまとめたものが、男女共同参画会議において決定されたものでございます。

⑤でございますが、平成14年度の活動方針というのを決定しておりますけれども、その活動方針に基づきまして、平成15年から平成16年にかけて、⑥、⑦、⑧といったものについて意見決定がされております。

参考3の6ページ、裏になりますが「⑨ 女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について」というものがございます。この⑨は平成17年に調査会において取りまとめられているのですけれども、その2年前に出された女子差別撤廃委員会からの勧告に対しまして、その最終コメントを踏まえた対応というものを、⑨の決定のときから数年後の女子差別撤廃委員会の報告の際に、こういった更なる取組を行ってほしいなど、報告のことにコメント・意見を取りまとめたものとなっております。

あとは、時間の関係がございまして、⑩以下、そのような意見決定がなされ、調査結果が、男女共同参画会議において意見決定されているということでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○金子推進官 続きまして、私の方からは、女子差別撤廃条約について御説明をしたいと思っております。お手元の説明資料の資料3の参考8以降を用いまして、御説明をしたいと思っております。30ページを開いていただければと思っております。参考8と右肩に書いてございます。資料に基づきまして、まず御説明をと思っております。

まず、女子差別撤廃条約というものがそもそも何ぞやということでございます。男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する基本的かつ包括的な条約でございまして、項目だけ、この資料の6.のところに掲げてございます。次のページにも少し続いておりますけ

れども、こういった政治的・経済的なものを含めまして、かなり幅広い分野に関して規定があるものでございます。

この条約の締結国は、こういった幅広い分野において、例えば女性に対する差別を禁止するために必要な立法措置であるとか、その他の必要な措置を講ずるということが、締結国の責務になるわけでございます。

この条約でございませけれども、79年の国連総会で採択をされ、発効は81年ということでございます。我が国は85年にこの条約を批准しておりまして、その際は男女雇用機会均等法の制定等の措置がとられまして、それ以降についても必要な措置がとられてきているということでございます。

この条約の締結国の責務として、もう一つございませるのが、女子差別撤廃委員会に対して、条約に基づいてどういった施策をとったかということ、定期的に、おおむね4年ごとに報告をするということが定められております。31ページの7.のところに、これまでの条約の実施状況の報告の、いつ出したかという経緯が書いてございます。

出した報告に基づきまして、女子差別撤廃委員会の方で審査が行われるという形で、これまで来ているわけでございます。

直近の報告書というのは2008年に出されました第6回の報告ということでございまして、その翌年に審査が行われたわけでございませけれども、その際は、法務大臣や少子化担当の大臣を歴任された南野知恵子先生を政府代表とする代表団を結成いたしまして、国連の場で、我々の報告の御説明をし、審査を受けたということでございます。

審査の結果を踏まえまして、国連の女子差別撤廃委員会から勧告を含めました最終見解というものが示されるわけでございませけれども、その内容につきましては、この資料の42ページでございませ。参考10という形で右肩に書いてあるかと思ひませけれども、こういった最終見解というものを我々は受け取ったということでございませ。

この内容について、時間の制約もございませるので、簡単に御説明します。

まず、「1. 肯定的な側面」というところでございませ。

これにつきましては、我々の方から提出した第6回の報告の内容をまず簡単に御紹介しなければいけないのではないかと思ひませ。例えば第2次の基本計画を策定したことありますとか、あるいは女性に対する暴力を根絶するために刑法等の刑罰の引き上げといった必要な法整備を行いましたといったこと。あるいは、男女雇用機会均等を確保するために、男女雇用機会均等法を改正いたしましたとか、育児・介護期における条件整備のために少子化社会対策基本法を制定して、それに基づきまして大綱を決めたとか、育児・介護休業法を改正したとか。そういったこれまでの取組について報告したわけでございませけれども、これらの取組については肯定的に評価をいただいたということでございませ。

その一方で、2.のところでございませ。ここからが、委員会の方から我々に対して求められている勧告であるとか要請の部分になるわけでございませ。

この項目、日本を含めまして各加盟国、ほぼ同様のフォーマットで審査をされていると

ということのようでございまして、そういう意味では、表題のところに「主要関心事項」と書いてございますけれども、こういった項目について、それぞれ、ここをもう少し頑張りなさいという形で、勧告ないし要請というものが掲げられるということでございます。それが、項目のみ掲げてございますけれども、大体 22 項目ほどございます。

その主なものといえますか、時間の制約もございますので、今回の監視専門調査会の議論に関係するところのみかいつまんで御説明いたします。

(3) のところでございますけれども、民法の改正の部分でございます。これは、例えば婚姻適齢、男子 18 歳、女子 16 歳という、性別による違いがあるということであるとか、あるいは女性のみ再婚の禁止期間というのが 6 か月という形で設けられていること。あるいは選択的な夫婦別氏制度を早く採用すべきではないかといったことにつきまして、求められているということでございます。

次の(4)のところでございます。女子差別撤廃条約選択議定書というものでございます。これはどういったものかといえますと、例えば権利を侵害されている被害者の方は、その国内の救済措置を用いて、自分の権利が侵害されたことの救済を求めていくということになるわけですが、それで十分に救済されなかったと思った方が、国連の女子差別撤廃委員会に対して直接的に通報してもよいという制度を定めているものでございます。この選択議定書については、まだ我が国は批准をしていないものでございますけれども、この批准をするために検討を継続しなさいといったことが求められているということでございます。

(5) のところでございます。国内法の中に、女性に対する差別の定義というのがきちんと入っているかどうかといった観点についても、1 項目設けられてございます。

次に、少し飛ばしまして(8)のところでございます。これにつきましては、雇用であるとかそういったところで、女性の参画がやはり遅れているということでございますので、それを促進するために、暫定的な形ではありますけれども、特別な措置というのを採るべきではないか。いわゆるポジティブ・アクションのことでございますけれども、そういったものを求められているというのが一つです。

それと関連する部分もあるかと思えますけれども、(14) のところ、労働市場において、例えば審査のときに議論になったものとして、例えばコース別の雇用管理といったものが、結果的には男女による役割分担につながっているのではないかという指摘もあったと伺っておりますけれども、そういった垂直的・水平的な職務分離といったものを撤廃すべきだとか、あるいは、男女間の賃金格差の問題。そういったものを是正するための取組というのを、もっと積極的にやりなさいといったことを求められております。

特に、この専門調査会に関して申し上げておかなければいけないものとしては、「3. フォローアップ」というところがございます。先ほど簡単に御説明いたしました、(3) というのが民法改正の関係でございますけれども、それと(8)のいわゆるポジティブ・アクションの部分につきましては、この最終見解が示されたときから 2 年以内に、政府として

フォローアップをやった上で、その結果を報告しなさいということが、我々に求められているわけでございまして、そのための検討ということ、こちらでお願いするということでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。初めて参加された方は、たくさん説明があったので消化不良を起こしている人が多いかもしれませんが、今から、皆さんから質問とか意見を、まず伺いたいと思っています。

江原補佐の方からは、第3次基本計画のポイントについて説明していただきました。私は実効性もポイントの一つと考えています。男女共同参画会議で閣僚の皆さんから言われたことでもあります。基本計画をつくっても、文章をただ連ねただけではだめだ、と。要するにいかにしたら実効性が確保できるかということで、その趣旨に沿って、例えば男女共同参画社会を形成するための成果目標と期間を設定したということです。第2次基本計画では成果目標は42項目でしたが、第3次では倍近い82項目が設定されています。

金子推進官の説明の方は、女子差別撤廃委員会からの最終見解が2009年8月に出され、その中の2項目は2年後、すなわち今年の8月に政府が書面で回答しなければなりません。

皆さんのお手元の資料の参考10の中の18パラグラフと28パラグラフをご覧ください。46ページの18パラグラフには、再婚禁止期間の問題とか選択的夫婦別氏制の問題とかが書いてあります。国内法を女子差別撤廃条約の趣旨に沿うよう整備しなさいというのが女子差別撤廃委員会の指摘です。また48ページの28パラは日本がポジティブ・アクションを導入し、意思決定過程への女性の参画の拡大を要請しています。

まずは皆さんから、今までの説明に対して意見・御感想、それから質問があればお伺いしたいと思います。どなたからでも結構ですが、どうでしょうか。よろしいですか。それでは、先に行っていいですか。後で質問が出れば、いただくようにしましょう。

それで、まず、皆さんに決めていただくことは、資料3の表紙も1つ参考になると思いますけれども、女子差別撤廃委員会のフォローアップの監視があるわけですね。

まず、監視専門調査会として、どういうふうにこの問題に関わるかということですが、第2回目の監視専門調査会が5月23日を予定しております。もしできれば、ここで関係府省のヒアリングを実施しまして、これまでどういう取組をしてきたかなどを説明してもらおうことを考えています。

女子差別撤廃委員会の最終見解についてのフォローアップのために、関係府省のヒアリングを実施したいというのが私の考えですが、もし、もうちょっと別の方法があるのか、あるいは皆さんの方で御意見が更になれば、是非お伺いしたいと思います。それから、第2点が、第3次基本計画に盛り込まれた成果目標と参考指標についてです。今後、内閣府の方で取りまとめた結果を専門調査会に報告してもらおう予定です。これについては、もう一度事務局の方で説明していただけますか。

○中垣調査課長 これにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、成果目標、こ

これは閣議決定された成果目標と、それから、昨年 12 月に閣議決定されたときの現状値というのが計画策定時の数字なのでございますけれども、その後、各関係府省さんにも御協力をいただきまして、右の欄の最新値というのは、現在キャッチしている最新値を書いております。

よろしければ、この最新値の欄を会議のたびに更新させていただいて、更新させていただいたものを席上に配付させていただくということで、毎回動向を把握することにさせていただいてはどうかと思うのですが、必要に応じて御説明等、また各省庁に背景を聞くということも、今後考えられるかと思っております。

○鹿嶋会長 さっき事務局と本当にそれができるのかという話をしていたのですが、できるそうです。

○中垣調査課長 資料については、毎回、できるだけ新しい数値で取りまとめさせていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 第 3 次基本計画の売り物が実効性ですから、毎回の会議の中で最新値に更新をしていくのは大事なことだと思います。

問題があれば、府省を呼んでヒアリングをするということをしていきたいと思っております。それが第 2 点ですね。

第 3 点は、参考資料の 13 ページ、参考 5 ですけども「男女共同参画会議における監視の実施方針」です。監視の目的とか対象、監視の観点等は 13～16 ページに書かれています。

ただ、15 ページの「(2) 説明聴取」を見ますと「苦情処理・監視専門調査会」という表現になっております。それから、16 ページの(3)の 2 段落目 3 行目も「苦情処理・監視専門調査会」となっています。私たちの監視専門調査会は過去に 3 回名前が変わっております。最初は「苦情処理・監視専門調査会」、その次が「監視・影響調査専門調査会」、そして今年の 1 月から「監視専門調査会」となりました。ここにあるものは、一番最初の苦情処理・監視専門調査会の時点での意見決定ですので、「苦情処理・監視専門調査会」という表現があるのですが、現在の「監視専門調査会」に合わせてこれを改訂して、参画会議で意見決定してもらおうという考えもあると思っておりますが、私としては、「苦情処理・監視専門調査会」という文言のままでいいのではないかと考えております。

というのも、苦情処理の方も、実はこの監視専門調査会の課題の一つです。苦情処理というのは、政府の男女共同参画施策に対する苦情ですね。全国でどのぐらいその申し立てがあるかという統計資料は、例年 7 月、8 月辺りには大体出てくるんですが、それを把握をして、何か問題があれば意見を参画会議に上げるということもしてきました。参考 5 の「男女共同参画会議における監視の実施方針」、これは平成 13 年に意見決定したのですが、これはこのままでいきたいというのが私の考えです。

以上 3 点を申し上げましたが、疑問とか意見がありましたら、御自由に発言いただければと思います。

どうぞ。

○大谷委員 1点目の、次回5月23日に予定されているこの会議で、特に女性差別撤廃条約のフォローアップ2項目に関して、関連省庁からヒアリングを行ったかどうかという御提案と理解してよろしいですか。

○鹿嶋会長 はい。

○大谷委員 その点についてですが、監視の目的ということで、実施状況についての内容及び進捗状況等についての評価を行うこと、及び必要があると認めるときは内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べること。目的は監視ですが、それによって、実際には実施が着実かつ効果的に促進されるというのが最終的な目標、目的だと理解しております。

その観点から言いますと、例えばフォローアップの2項目のうち、ポジティブ・アクションなどは、大変課題も広く、大変な作業だと理解しておりますが、もう一点の、差別的な法規の改正などは、今からヒアリングをして、2009年8月からこれまでの進捗状況をヒアリングしたとしまして、実際には進んでいないということが、もう分かっているわけですね。それを5月23日にヒアリングをして、ただ進んでいないというだけではなくて、その間の取組を伺ったり、あるいは何が障害になっているかということをお聞きして、把握をするということが必要だと思うのですが、ただ、報告の期限等を考えますと、そこで聞き取ったことに基づいて、では8月までに実施を進めることが重要ですから、何ができるのかということを考えますと、この8月までのスケジュール感として、ヒアリングしてまとめるということで終わってしまわないかという辺りが、ちょっと気になりました。

もう少し何か積極的に、少なくともフォローアップ項目の1つ、法改正の方に関しましては、どちらが簡単とか言うつもりはないのですけれども、実際には進められる部分がある。この大震災の状況の中で具体的にどういうことができるか等を考えましても、それでもまだ数か月あるわけですから、もう少し何か積極的な進め方ができないのか、ということ、意見として申し上げます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。そういう意見は、今日、是非お聞きしておきたいと思っております。いずれにしろ、5月と6月、あと2回ですね。特に具体的な作業ができるのは5月と思っております。

ポジティブ・アクションについては、かなり綿密に基本計画の中に書いてありますので、これを報告すればいいのではないかと考えていますが、法改正については、あと数か月ということと、それから大震災の影響があって、今おっしゃったように、果たして前進するのかという疑問もあるでしょう。特にこの問題は政治の問題でもあります。それは今はおくとして、なかなか難しいこともあるのでしょうかけれども、何を今まで各省が行ってきたのか、そして、今後どういうふうにしようとしているのかということをお聞きしておく必要があるのではないかと思います。ほかの皆さんも意見があれば是非お聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○二宮委員 論点の1と絡んでくるのですけれども、この民法改正、そしてポジティブ・

アクションの問題というのは、基本的に国際法あるいは国際条約の義務の観点から見たときに、例えば資料3の参考2の3ページのところで「条約等の積極的遵守」という言葉が使われています。条約上の義務であるとかであれば、履行する、実施する義務が本来は各国にある。しかし「等」ということで、勧告も含めた形で多分含意されていると思うんですけども、この言葉だけが一人歩きしたときに、いわゆる「積極的遵守」ということであれば、ある意味で、守るか守らないかの判断も含めて、ある程度各国に自由裁量の余地があるような印象を受ける言葉が使われていて、少し違和感を覚えます。

また例えば、先ほど大谷委員の方から言われたように、民法改正の問題は、国家と個人との関係の問題で、国家がするかどうかの問題です。ポジティブ・アクションの問題は、ある意味で言えば私人間の問題等に対して、国がどこまでサポートしていくのかという姿勢の問題の側面が強く、その意味では、両者にはかなり大きく質的な違いがあるだろうと思います。

その際に、民法改正の方向には、実際時間がかかり、いろいろな調整をしなければならないとしても、現状の認識という点で、国が今の現行の民法規定についてどう思っているのか、どう判断しているのか。それを実現の方向に持っていくときに、少し時間がかかっているという意味での話であれば、まだわかるのですけれども、その認識がはっきりしない段階だと、例えば人権を、御専門にしていいらっしゃる先生からは、関連規定の認識自体の違いからも、溝が埋まらないといったような状態が多分出てくると思います。

その意味で言えば、いわゆる民法改正に関わる条約規定自身のとらえ方、即時実施の義務なのか、あるいは各国にある程度自由な余地が与えられているのか、その辺の専門家的な判断とかを、私は人権の専門家ではないので責任を持ってコメントできる立場ではないのですけれども、監視専門委員会、ここの場でも、人権関係の専門家の意見等もきちんと聴取して、その上で国がとっている施策ときちんと比較しながら判断することが求められる。そういう意味での意見聴取のやり方、単に省庁だけではなくて、専門家を呼ぶという方法もあるのではないかなと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。確かに難しい問題ですので、まずは各関係府省のヒアリングと同時に、今、二宮委員がおっしゃったようなことも、もしできれば、検討はしたいと思っております。

まだ、どういう着地点を求めるかというところまでは考えなくていいと思うのですね。今日は初回ですので。その中で、物理的な条件の制約の中で、どういう形でコミットできるのかということを考えればいいと思います。

もう一つ、基本計画との絡みがあるのです。政府のつくった基本計画は、民法の改正に関するものについては「引き続き検討を進める」となっております。この辺りの考え方は、私どもの答申とは温度差はあるわけですが、「引き続き検討を進める」という中で、私どもでどこまでどういう形で監視し、意見を言えるのかということも考えなくてはなりません。

いずれにしろ、監視専門調査会だけが、この問題についてかなり突出した意見が言える

のかどうかということになってきますと、また議論の余地も出ると思います。まずは、ある程度の理解が得られるようなプロセスを経る必要があるのかなと思っておりますので。それが私としては一つは関係府省のヒアリングであろうと思って、先ほど意見を申し上げました。

でも皆さんの方から御意見があれば、今日、出していただきたいので、ほかの皆さんも、もし、この問題について、特にフォローアップの問題について意見があれば是非出していきたいと思っています。

○山谷委員 いろいろな意見があってもなかなか進まないという状況なのでしょうから、その状況については、いわゆるアカウンタビリティということで、説明しておかないといけないのではないかと。それをきちんと文章か何かに残しておくという。そこからまた新しい展開が出る可能性もありますので、それは是非ヒアリングでも、あるいは専門家の御意見を伺うということも含めて、あった方がよろしいかと思えます。

○鹿嶋会長 専門家の御意見は、確かに伺っておいた方がいいかもしれませんね。想定には入っていなかったのですが、確かにそれはいいかもしれません。

山本先生は、何かこの件について意見がありますか。

○山本委員 私も、まず関係省庁とかあるいは専門家の方から広く意見を伺っておくことは必要であろうと思います。確かに、民法改正の問題は、なかなかどのようなプロセスを経て進めていくかというのは難しい問題だと思いますので、意見をいろいろ伺った上で、更に少し、こちらの方でも戦略を練っていく必要があるだろうと思います。非常に一般的な話で恐縮ですけれども。

○鹿嶋会長 松下委員、どうぞ。

○松下委員 批准については進めてもらいたいと思っていますので、なぜ進まないのかということは、きちんと省庁からも一度お聞きしてみたいです。

○鹿嶋会長 岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 男女共同参画会議の場で、何回も民法改正については主張してきた立場から言えば、2年ぐらい前ででしょうか、あのときから比べるとトーンダウンしているなという感じはいたします。ただ、第2次基本計画では、世論の動向とかそういったことがかなり強く書かれていたことを考えますと、前回のCEDAWで指摘をされた、世論の動向というものを中心で考えるべきではないのですよという、その見解の内容を受けてといいましょうか、今回検討を続けるという書きぶりは少しは前進したのではないかと思います。専門家の方の意見ということで言えば、CEDAWに出られて、どういうふうに強く勧告されてきたのかというようなことも含めて、知っておく必要もあるのではないかと思います。

それから、暫定的特別措置で、先ほど鹿嶋先生が、これは今回の中で、成果目標も含めてスケジュールも入っているので、これでいいのかなというお話がありました。若干心配なのは、目標ができたので、もうこれで終わりましたよということにならないかという事

です。ポジティブ・アクションのワーキンググループも出来ましたので、そこでやっていくことかと思えますけれども、そこもしっかりやってもらいたいと思っています。

○鹿嶋会長 特に民法の改正問題に関しては、今、岡本委員が言ったように、参画会議でも私どもの発言というのは大変積極的なものだったと思いますし、答申も、改正について非常に積極的でした。

ただ、なかなか進まない背景には、政治の問題があると思います。結局、政治がどうこの問題に向き合うのかということが最終的には問われるのだと、私は思っております。

ただ、そうであるにせよ、やはり一つの手順は踏む必要があるので、まずは関係府省のヒアリングと、それから専門家にヒアリングするというをやってみて、その上で、非常に限られた範囲の時間の中で、その手順だけは踏んで、何らかの形のものを引き出していきたいと思っております。

そのほかにも、何か意見があれば提案をしていただきたいと思っておりますが、何かございますか。

○大谷委員 内閣府が来ていらっしゃるの、ちょっとスケジュールをお伺いしておきたいのですが、8月に国連に出されるとすると、大体、今まで私がいろいろ外務省、ほかの条約については外務省がフォローアップの報告書を出されているスケジュールと一緒に作業をすることが、こちら日弁連として報告書を作ったりいたしますが、そのときの感じからいたしますと、まず、政府でおまとめになって、それを翻訳されて、また最終的な確認をされてということで、実際の元の日本語の文案自体は、かなり早くにおまとめになるのではないかと理解しているんですが、そのスケジュールだけ教えていただけないでしょうか。

○金子推進官 文案の取りまとめのスケジュールということでございますが、まだ関係省庁と詳細には御相談をしていないところでございますけれども、次回5月23日に関係省庁からのヒアリングというか、お話を伺う機会をこちらで設けるということを認めていただければ、その内容も踏まえまして大体ひと月ぐらいをかけて日本語の文案を作って、それから英訳という形で移れば、8月のスケジュールに間に合うということになるのかなと思っております。

○鹿嶋会長 それでは、この問題についてはそのような手順で、来月、5月23日においては各府省ヒアリング会を中心に会を開催したいと思っております。

ほかに何か今日議論をしておくことはありましたか。

私の方からもう一つ、当面は今、議論をしてきましたように、女子差別撤廃委員会のフォローアップのことで監視をしていきたいと思うんですが、これが一段落したら、今年の秋口以降は、今度は基本計画の監視についていろいろ議論をしていきたいと思っております。15の重点分野のそれぞれに、その成果目標、期間等が明示してありますので、それについて、どういうふうに監視をしていくかといった議論をし、実際にテーマを決めて監視をしていかなければなりません。

それから、先ほど申し上げた苦情処理の問題ですね。国の政策に対する苦情処理、人権侵害については、7、8月ぐらいに取りまとめた資料が出ると思いますので、それが出ましたら、それについての審議もしたいと思います。他に事務局の方で何かありましたら、どうぞ。

○江原補佐 本日は長時間にわたり、熱心に御議論いただき、ありがとうございました。

先ほど決定されました専門調査会運営規則第6条に基づきまして、議事要旨につきましては、会長の御確認を得た後、速やかに公表させていただきます。議事録につきましては、同じく運営規則第7条に基づきまして、事務局で作成したものを、本日御出席の委員の皆様に見ていただき、会長の御確認を得て、公表させていただきたいと考えております。

次回の監視専門調査会の日時・場所につきましては、既に皆様にお知らせしておりますとおり、5月23日午後3時から、ここと違いまして、永田町合同庁舎の第1共用会議室で開催となっております。詳細等につきましては、また別途御連絡させていただきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、第1回の監視専門調査会を、これで終了したいと思います。今日はいろいろありがとうございました。